

令和3年（う）第65号 死体遺棄，恐喝未遂被告事件

令和3年6月25日 福岡高等裁判所第1刑事部判決

主 文

本件控訴を棄却する。

理 由

本件控訴の趣意は，検察官加藤雄三作成の控訴趣意書に記載されたとおりであり，論旨は，原判決が死体遺棄の公訴事実について無罪との判断を示したことについての法令適用の誤り及び事実誤認の主張である。これに対する答弁は，弁護士秋山真作成の答弁書記載のとおりであるが，論旨はいずれも理由がないから，本件控訴は棄却されるべきである，というものである。

そこで，以下，記録を調査して検討する。

なお，以下，略称については，特に断らない限り，原判決の例による。

第1 公訴事実と原判決の概要

1 公訴事実

本件死体遺棄の公訴事実（令和元年11月19日付け起訴状記載のもの）は，被告人が「A及びBらと共謀の上，令和元年10月20日午前5時19分頃から同日午前6時14分頃までの間，Cの死体を自動車の後部座席に積載した状態で福岡市博多区千代二丁目付近路上から福岡県太宰府市高雄一丁目（略）のインターネットカフェ（略）駐車場に至るまで同車を走行させて同死体を運搬し，もって死体を遺棄した」というものである。

2 原判決の概要

原判決は，B，A及びDが，前記公訴事実記載の時間帯にCの死体を自動車の後部座席に積載した状態で同車に同乗し，同公訴事実記載の地点間を同車で走行し同死体を運搬した事実（以下「本件行為」という。）を認定した上，Cは，本件当日，

本件車両内で死亡したものであり、B及びAらは、消防隊員の指示を受けて車外に出すまでは、Cの死体を同車両内で動かしておらず、物を被せるなどして、Cの死体を外部から見えないようにしたこともないなど、Cの死体の場所的移動は行っているものの、そのほかに従前の判例や裁判例で指摘されているような死体を隠匿するための積極的な作為は何も行っていないこと、B及びAらが本件行為に及んだのは、Cの死体に関する事件性が発覚する前に関係者間で警察への説明方法等につき口裏を合わせるための時間稼ぎが目的であったといえるが、被告人、B及びAらによって、Cの死体につき実際に何らかの処置を行うための準備行為等が行われた形跡は全くないことなどを指摘して、本件行為が死体隠匿には当たらないとした上、本件行為が宗教風俗上、道義上首肯し得ないような方法による死体の処置であるともいえないと判示して、本件行為は死体遺棄罪（刑法190条）の遺棄に該当しないと判断した。

第2 控訴趣意（法令適用の誤り及び事実誤認）について

検察官の控訴の趣意の要旨は以下のとおりである。

1 法令適用の誤り

(1) B及びAは、Cが死亡する約1か月前からCを親族から引き離して自分たちと同居させ、その支配下に置いた上、繰り返し暴行を加えて死亡の原因を作ったもので、B及びA自身、自分たちの暴行がCの死亡の原因となった自覚があったから、条理上、Cの死体の監護者である。

(2) B及びAは、同居者として、Cの死亡の戸籍法上の届出義務があるだけでなく、同居の親族を排除し、Cを孤立させて自分たちの支配下に置いていたという状況下でCが死に至り、親族が死体の葬祭監護を行うことはおよそ期待できない状況だったから、葬祭義務を負う立場にあったのであり、少なくとも、Cの死亡を知れば、速やかに親族に知らせ、死体が引き取られるまでの間、適切な方法で死体を監護すべき義務を負っていた。

(3) B及びAは、このような死体の監護義務を負うにもかかわらず、Cの死体

を車に乗せたまま、周囲から見つからないように車を移動させていた。本件行為は、正当な理由がなく、死体の監護義務に反し、宗教的感情あるいは良俗にもとる行為であると同時に、死体の処分についてBらの方針が決定するまでの間、死体の存在を周囲から発見されにくくする客観的効果を持つものである。死体の隠匿行為を遺棄と評価するために、死体に対して何らかの直接的な接触や死体の処置を行うための準備行為が必要と解さなければならない理由はなく、死体を積載した車両を走行させる行為自体が、死体に対する隠匿行為であり、死体の処置である。

(4) 最終的な死体の処置が未定のまま運搬行為を開始し、身元不明死体として処理する方法や土中に埋める方法などを含めて最終的な死体の処置を検討しながら運搬した場合も、運搬行為自体を遺棄と認定すべきである。

(5) したがって、本件行為が「隠匿」「遺棄」に該当することは明らかであるのに、死体遺棄罪が成立しないとした原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の適用の誤りがある。

2 事実誤認

(1) B及びAは、Cの死体の監護者であるから、適切に監護すべき義務があるのに、一定の時間不衛生な状態のまま放置しており、この点は、不作為による遺棄に該当するのに、これを認定しなかった原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある。

(2) 走行中の車両内の状況を車外から視認して把握することは困難であるところ、特に、死亡した直後の死体を積載した車両が走行している場合には、その者の生死を車外から判断することは極めて困難であるから、本件行為は、死体を包み隠し、その存在を秘密にする行為に該当し、客観的に「隠匿行為」に該当するのに、これが客観的に遺棄行為に該当しないとした原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある。

(3) B及びAらが119番通報をしたことは、自分たちの刑事責任を免れるためにできる限り自然な行動をとらなければならないと考えたからであって、救命の

ためになされたものでないことは明らかであり、遺族にCの死体を引き渡すために行われた行為というよりも、罪証隠滅行為であると評価すべきであり、事後的に119番通報を行ったことをもって、本件行為が宗教風俗に従った行動とはならないから、原判決が遺棄罪を否定する事情として119番通報をした事実を過大評価したことは、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある。

(4) Bらが人目や防犯カメラを意識した発言をしたのは、今後Cの死亡の事実が警察に発覚した際にB及びAの本件当日の行動状況についての警察への説明が不自然な形にならないようにする意図に加え、Cの死体の人目に触れたり防犯カメラに映ったりする事態を避ける意図も併存しているから、Cの死体に関する事件性が発覚する前に関係者間で警察への説明方法等について口裏を合わせるための時間稼ぎの目的を認定していながら、死体を隠す意図を認定しなかった原判決の認定は論理則、経験則等に違反し、原判決が本件行為がCの死体を隠す意図によるものではないとした点は、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある。

(5) 被告人は、死体運搬開始時点では関与していなかったものの、その後まもなく関与を開始し、B及びAらと電話で相談しながら、運搬行為の終了や死体の処分に関する意思決定も含めて重要な役割を果たしており、Cの死体の事件性が発覚することによって自己やBが捜査の対象になることを認識し、これを防ぐためにCの死亡が意図せず公になることを防ぐ必要があったことから、Cの死体の運搬について、被告人とB及びAらとの間には共謀関係が認められるのに、共謀を認めなかった原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、本件行為が死体遺棄罪（刑法190条）の遺棄に該当しないとした原判決の判断は正当として是認できる。

所論に鑑み、以下敷衍する。

1(1) 所論は、本件の実行犯とされるB及びAに、Cの死体を監護すべき義務があることを前提として、Cの死体を積載した本件車両を走行させたことにより、C

の死体を監護すべき義務を怠ったものといえ、不作為の死体遺棄罪が成立するという。

(2) しかしながら、本件公訴事実は、死体を運搬し、もって遺棄したという作
為による死体遺棄を訴因としたものであることが明らかであり、不作為による死体
遺棄については何ら審理の対象とはされていないから、不作為犯の成立を前提とす
る法令適用の誤り及び事実誤認の主張は、いずれも失当である。また、所論は、作
為犯についても、死体を監護すべき義務の有無によって、死体遺棄（隠匿）に該当
するか否かの判断に影響があるという前提で論じているようにも解されるが、死体
の監護義務を負う者が、その義務を尽くさずに他の行為を行えば、監護義務を尽く
さなかったことが不作為による死体遺棄に当たるという場合があっても、監護義務
を尽くさずに行った他の行為が当然に作為による死体遺棄に当たるというわけでは
ないのであり、他の行為が作為による死体遺棄に該当するか否かの判断が、監護義
務の有無によって左右されることはない。監護義務の有無と、ある行為が死体遺棄
に当たるか否かは、別個の問題であり、そのみでは死体遺棄とはいえない行為が、
監護義務を負う者が行ったからといって、死体遺棄行為となるわけではないから、
かかる意味においても、上記所論は失当である。

ちなみに、本件において、B及びAは、Cと同居して、その間に暴行を加えるな
どして、Cを死に至らせた者であるが、死の原因となる行為を行った者が当然に死
体の監護義務者になるとはいえないし、Cと同居し、支配するような関係にあった
からといって、Cの葬祭義務者となるべき近親者から何らかの委託を受けたという
ような状況も認められないから、この点からもCの死体を監護すべき義務を負うと
はいえない。また、何らかの監護義務を前提としたとしても、監護義務を尽くさな
かったといえるか否かは、後に死体の隠匿に当たるか否かにおいて説示するのと同
様の観点から検討することになるので、本件においては後述のとおり、宗教風俗上、
死体の処置に関し、許容されない程度に至ったとはいえないから、不作為による死
体遺棄罪が成立する余地はない。

2(1) 所論は、本件行為は、死体の所在を周囲から発見されにくくする客観的効果があり、死体があることを分からないように秘密にし、包み隠す十分な行為であり、隠匿行為に該当するのであり、最終的に119番通報がなされたとしても、遺棄行為該当性が否定されるものではない、という。

(2) しかしながら、死体遺棄罪は、原判決も説示するとおり、死者に対する社会的風俗としての宗教的感情を保護法益とするものであって、宗教風俗上、死体の処置に関し、道義上首肯しえないような方法で埋葬、冷遇放置、隠匿する場合には、死体遺棄罪が成立するものと解するのが相当である（東京高裁昭和56年3月2日判決・高等裁判所刑事裁判速報集昭和56年108頁参照）。そうすると、本件の死体運搬行為が死体遺棄罪の構成要件に該当するか否かを判断するには、死体に対し犯行時になされた行為が、宗教風俗上、死体の処置に関し、隠匿する行為に該当するか否かを検討すべきこととなるが、その際、本罪の保護法益は、死者を悼み、適時適切に葬るという宗教風俗上の感情であり、罪証隠滅の防止や犯人の適切な処罰といった刑事司法上の要請は含まれていないことに留意する必要がある。このような観点からすると、隠匿による死体遺棄罪が成立するには、当該行為により、それ以前の状態に比較して単に死体発見が容易でなくなったというだけでは足りず、死体発見の困難さが、その程度においても、時間的にも、死者を悼み、適時適切な埋葬を妨げるに足りるものであることが必要である。

(3) そこで、本件行為の具体的態様を踏まえて検討する。

本件の具体的経緯・態様は、原判決が認定するとおりであるが、その概要は以下のとおり認められる。

B及びAが、従前から同居するCに対し継続的に暴行を加えていたところ、Aが本件車両を運転し、中洲にBを迎えに行く最中に、本件車両に同乗していたCが後部座席に座った状態で死亡した。B及びAは、119番通報することとしたものの、死亡の経緯について口裏合わせをする時間稼ぎをするために、Cの死体を中洲周辺から太宰府市内まで本件車両に積載したまま運搬したが、その間、B及びAは、被

告人に電話をして、Cの死体の処分について相談し、途中、被告人がCの死体を埋める旨の提案をしたものの、Bに拒絶され、最終的に当初の予定どおり119番通報をすることになり、警察に対する説明方法等についての口裏合わせを行った。他方、運搬中にCの死体を車内で移動させたり、何かで覆ったりするような行動はしておらず、着衣は死亡前の状態のままであり、死体の状態を変化させる作為は加えていない。また、Cの所持品を投棄するなどCの身元を不明にするような作為もなかった。B及びAらが、午前5時8分頃、本件車両で中洲のコインパーキングを出発し、午前6時16分頃、太宰府のインターネットカフェ駐車場で119番通報をして、Cが息をしていないことなどを伝えたが、その間の時間は約1時間余りであった。通報を受けて救急隊員が間もなく同所に臨場し、午前6時39分、Cの死体は大学病院に搬送された。Cの死体は、救急隊員が確認した時点では、体はまだ温かく、四肢の硬直は認められなかったが唇に硬直が生じていた（原審甲7）。また、死体から少量の便又は尿の漏出があったものの、死後の自然現象と考えられる。

(4) ところで、死体を死亡の現場から移動させる行為が、宗教風俗上、死体の処置に関し、隠匿する行為として死体遺棄罪に該当するとされる理由は、死体が死亡現場から離れることにより、死者の身元が不明になったり、遺族等が死者の死亡の事実を知る機会を失わせたり、移動に伴う時間の経過により、死体が腐敗変質するなどして尊厳を失った状態になることで、死体を適時適切な状況で葬るという宗教風俗上重要な行為が不可能になるおそれが大きいからと考えられる。

このような観点から本件行為を考えると、Cの死体を積載して本件車両を走行させた行為が死体の運搬行為に該当することは明らかであり、B及びAらは、Cの死体に関する事件性が発覚する前に、関係者間で警察への説明方法等につき口裏を合わせる時間稼ぎとともに、その間、Cの死亡に係る事件性が発覚しないように、事件性が発覚しやすいと考えられた博多警察署管内から他地域へ移動し、防犯カメラ等を避けながら、Cの死体を運搬したものである。そうすると、事件性の発覚を免れようという意思にはCの死体の発覚も免れようという意思が包含されているもの

というべきであるから、B及びAらには、その意味における死体隠匿の意思があったことは否定できない。

他方、Cは本件車両で移動中に後部座席で死亡したのであるから、死亡した地点にさほど意味はない。また、死体を積載したまま走行する行為が、それなりにCの死体の発見を困難ならしめる行為であることは所論の指摘するとおりであるが、元々Cは走行中の本件車両内で死亡するに至ったものであり、いったん駐車場に停車した後に再び発進走行したからといって、以前の状況から取り立てて死体発見の困難性が増したとはいえないし、Cの死亡時には既に本件車両内に死体が存していたのであるから、その点について作為性は認められず、その後も死体発見を妨げるような作為は認められない。その上、Cの死亡認知から約1時間後に119番通報をして死体を救急隊に引き渡したものであるから、死亡後短時間のうちに死亡の事実を公にしており、この間、死体の状況を変容させるような作為はなされず、本件行為による場所の移動及び時間の経過により、身元が不明になったり、死体が腐敗変質したりするなど宗教風俗上許されない事態も発生していない。

そうすると、本件の死体を運搬した行為により、死体発見の困難性が一定程度増したとしても、その程度はわずかであり、時間的にも短時間であるから、それが宗教風俗上、死体の処置に関し、許容されない程度に至ったとはいえない。死体に関する事件性についての発覚防止を動機目的とした点については、道義的非難が免れないが、隠匿に該当するか否かの判断に影響はない。

(5) 以上によれば、本件行為が死体遺棄罪の構成要件としての隠匿に当たるとはいえないから、所論は理由がない。

3 所論は、119番通報はCの死体の運搬行為を自然に見せるための罪証隠滅行為であるから、119番通報したことによって本件行為が宗教風俗に従った行動とはならず、原判決はこの点を過大評価しているとも主張する。しかしながら、死亡後短時間のうちに119番通報の方法によってCの死体を適切な関係機関に引き渡した事実は、死体運搬行為が死体遺棄の手段として行われたのではないことを明

らかにする事実であるから、原判決がこの事実を踏まえて、宗教風俗上、道義上首肯し得ないような方法による死体の処置であるとはいえないと判断したことは正当であり、119番通報した事実を過大に評価したとはいえない。

4 所論は、最終的な死体の処置方法を確定した上で運搬行為を行っていれば運搬行為も遺棄に含まれるのと同様に、最終的な死体の処置を検討しながら運搬した本件行為も、運搬行為自体を遺棄と認定すべきである、というのである。確かに、死体を埋めたり捨てたりして遺棄する際に死体が運搬されることは少なくなく、そのような場合には、死体の運搬行為も実行行為に含まれることがある。しかしながら、それは遺棄を目的として死体の運搬がなされるからであり、最終的な死体の処置方法（遺棄）を確定した上で運搬行為を行った場合に運搬行為が遺棄と評価されるのは、運搬行為が遺棄の手段と評価されるためであって、死体運搬自体が隠匿行為となるというわけではない。本件では最終的な死体の処置は119番通報となり、遺棄されるには至らなかったのであって、その間の運搬行為を遺棄の手段と評価することはできないから、所論は失当である。

5 その他所論が指摘する点を踏まえて検討しても、本件行為について死体遺棄罪は成立しないとした原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤り及び事実の誤認はない。

以上によれば、被告人の共謀についての事実誤認の所論について論ずるまでもなく、論旨はいずれも理由がない。

第4 結論

よって、刑訴法396条を適用して本件控訴を棄却し、主文のとおり判決する。

検察官山内峰臣 公判出席

(裁判長裁判官 根本 渉 裁判官 富田敦史 裁判官 山田直之)